

税のお知らせ

5月の納税等

- 軽自動車税／全期
- 介護保険料／第1期
- 農業集落排水処理施設使用料／第1期
- 提塘占用料／全期
- 保育料／5月分
- 納期限／5月31日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
納付は便利な口座振替をご利用
ください。

軽自動車税について

4月1日現在で軽自動車をお持ち
ちの方には、5月上旬に役場から
納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関または役場会
計室窓口にて納付してください。
平日の日に納付することが難し
い方は、**休日でも郵便局のATM
でご使用できる納付書があります**
ので、役場税務課までお問合せく
ださい。

軽自動車税は普通自動車税と異
なり月割制度がありません。よっ
て、4月1日現在の所有者に全額
課税されます。

車種		重課税率(年額)		旧税率(年額)	
		最初の新規検査が 平成18年3月までの車両※		最初の新規検査が 平成18年4月から 平成27年3月までの車両	
軽三輪		4,600円		3,100円	
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	
		営業用	8,200円	5,500円	
四輪	貨物用	自家用	6,000円	4,000円	
		営業用	4,500円	3,000円	

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車を除く。

軽自動車の売却等をされ、売却
時の契約により、販売店等の第三
者が税金を支払う場合でも、納税
通知書は4月1日現在の所有者に
送付し、口座振替をご契約の場合
は、所有者が登録している口座か
ら引き落としがされます。事前に
その旨をご連絡いただいても、販
売店等の第三者に納税通知書を送
付することも、口座振替を停止す
ることもできませんので、ご注意
ください。

軽自動車税率について

○重課税率

最初の新規検査から13年を経過
した三輪以上の軽自動車に経年車
重課制度が導入されました。最初
の新規検査とは、今までに車両番
号の指定を受けたことのない軽自
動車を新たに使用するときを受け
る検査であり、一般的に車検と言
われる継続検査とは異なります。
最初の新規検査の時期は、**車検証
の「初度検査年月」欄をご確認**くだ
さい。なお、平成15年10月14日前
に最初の新規検査を受けている場
合は、最初の新規検査の「月」の把
握ができないため、**最初の新規検**

査を受けた年の12月から起算しま
すので、ご注意ください。

○グリーン化特例の延長について

平成30年度中(平成30年4月1
日から平成31年3月31日)に最初
の新規検査を受けた三輪以上の車
両について、排ガス性能に応じて、
税率が軽減されます。**乗用と貨物
では達成基準が異なりますので、
ご注意ください。**なお、排ガス性
能に関しては、**車検証の備考欄を
ご確認ください。**

軽自動車税の口座振替の 方の納税証明書について

口座振替をご契約の方には、6
月の中旬ごろに継続検査用(車検
用)の納税証明書を送付します。
口座振替日から、証明書が届くま
での間に必要な方は、税務課窓口
にて通帳記入後の通帳の写し等に
より納付の確認をさせていただきます。
証明書を発行します。

●問合せ先

総務部税務課

減免について

次の手帳を持つ所有者で、一定



の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

- 身体障害者手帳
- 戦傷病者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書、印鑑を持参して役場にて申請をしてください。

また、車いす輸送車等構造上専ら身体障害者を輸送するための設備を整えた車両も減免できる場合がありますので、一度税務課までお問合せください。申請には、構造とナンバーが分かる写真、納税通知書、印鑑が必要です。

●申請期限 5月31日(金)
減免申請の期限は5月31日(金)ですが事務処理の都合上5月20日(月)までの申請にご協力お願いします。

●問合せ先
総務部税務課

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(金)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に對し、5月7日(火)に県税事務所から納税通知書をお送りします。お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください(納付場所は、納税通知書の裏面をご確認ください)。

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、インターネットバンキング、クレジットカード(決済手数料がかかります)やPayBでも納付していただけます。

なお、名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに終わっていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、県税事務所にご連絡ください。

●問合せ先
西尾張県税事務所
☎0586-4513170
(ダイヤルイン)
ホームページ
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

お詫び
広報4月号訂正のお詫び
《けいさつだより》

誤	正
区分	その他
1~2月	7
	その他
	3

お詫びとともに訂正いたします。

●問合せ先 総務部企画課

スマートフォン無料アプリ
「中部 でんきの窓口」のご案内

中部電力から、停電情報をプッシュ通知でいち早くお知らせし、電気のお困りごとをチャットで相談できる、電気に関するお問い合わせアプリ「中部 でんきの窓口」を無料で配信するサービスを導入しております。この機会にぜひご利用ください。

iOSはこちら
Androidはこちら

※AppStore・GooglePlayから「中部 でんきの窓口」アプリをダウンロードしてください。

中部電力
問い合わせ先：☎0120-985-232
受付時間：月～金/9:00～17:00

中部電力

カラスの巣を見つけたら、すぐにご連絡を。

ハンガーなどで作った鳥の巣などが原因で停電することがあります。

中部電力株式会社 港 営業所 ☎0120-985-711

(公社) 愛知県宅建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！
空き家総合相談窓口

ご案内
☎052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体
- 住宅診断
- 税金・法律関係
- …など

まずはご相談ください

建物の老朽化 屋根・養生環境の悪化 放火による火事・火災 不審者(動物)の侵入

空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村における空き家等対策に関する協定」を締結し、空き家等に関するご相談について「空き家総合相談窓口」を開設しましたので、ご利用ください。

●受付時間
平日午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先
愛知県宅建物取引業協会
☎052-522-2567